大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第６条第２項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第８条第２項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から４月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成28年７月29日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名　称　ウオロク村上店

所在地　村上市仲間町字坂下540番地４外

設置者　株式会社ウオロク

２　変更しようとする事項

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）駐車場１　出入口の数　２箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり

駐車場２　出入口の数　１箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり

（変更後）駐車場１　出入口の数　５箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり

駐車場２　出入口の数　１箇所

位置　届出書に添付された図面のとおり

３　変更年月日

平成28年７月16日

４　変更の理由

隣接地の駐車場と一体化を図ることにより、地域住民へのサービス向上を図るため。

５　届出年月日

平成28年７月15日

６　縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、村上市商工観光課でも閲覧ができます。）

７　縦覧期間

平成28年７月29日から平成28年11月29日まで

８　大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課　商業振興係

電　　話　025－280－5237

Ｅメ ー ル　ngt050020@pref.niigata.lg.jp